

山鹿市条例第 2 号

山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

山鹿市附属機関設置条例（令和 2 年山鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 号の表結婚支援協議会の項の次に次のように加える。

硝酸性窒素削減対策協議会	地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画に基づく硝酸性窒素削減計画の策定及び推進に関し必要な事項について検討及び協議をすること。
--------------	---

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。